

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

《 募 集 要 項 》

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和7年3月31日で満了を迎えることに伴い、次期の農業委員及び農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

記

1 推薦又は応募を受ける委員数及び任期

委員の区分	定数	委員の任期
農 業 委 員	11名	令和7年4月から3年間
農地利用最適化推進委員	18名（別表参照）	

2 報 酬

下郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額

3 委員の役割

(1) 農 業 委 員

農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。具体的な業務は次のとおりです。

なお、認定農業者が委員の過半数以上を占め、また、農業者以外の者で中立な立場で公平な判断をすることができる利害関係を有しない者を含めるようにしなければなりません。

- ① 農業委員会総会（月に1回）、研修会等の会議へ出席し、農地法等の権限に属された事項の現地調査や審議、その各種調査や結果報告を行います。
- ② 農地の利用の最適化（農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）などを行います。
- ③ 法人化その他の農業経営の合理化に関することを行います。
- ④ 農業一般に関する調査及び情報提供を行います。

(2) 農地利用最適化推進委員

担当区域内の農地利用の最適化活動（担い手農家への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進 等）を行います。具体的な業務は次のとおりです。

- ① 担当する区域内の農地の利用状況調査及び利用意向調査を行い、農地利用集積・集約化の促進、遊休農地の解消等有効利用、新規参入の促進等の活動を行います。
- ② 前項の活動を促進するため、担当する区域内の農家支援を行います。

4 推薦又は応募の要件

農 業 委 員	農業に関する識見を有し、農地法に基づく許認可業務や農地利用の最適化の推進業務などを適切に行うことができる方。
農地利用最適化推進委員	担当区域において農地利用の最適化の推進業務に識見を有し、積極的に取り組める方。

※農業委員・農地利用最適化推進委員になれない方

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を有しない方
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。
- ③ 町が設置する他の付属機関等の委員である場合、制限される（委員になれない）場合がありますので、応募・推薦前に必ずご相談ください。
- ④ 町の職員（会計年度任用職員含む）である方。

6 推薦又は応募の期間

令和6年10月21日（月）～令和6年11月19日（火）

※午前8時30分から午後5時00分までに必着（郵送の場合は、当日消印有効）

7 応募書類

推薦・応募用紙は、農業委員用と農地利用最適化推進委員で異なります。

団 体 推 薦	団体等の代表者による推薦 ※様式：下郷町農業委員会の委員団体推薦届出書 下郷町農業委員会の農地利用最適化推進委員団体推薦届出書
個 人 推 薦	農業者等3名以上による推薦 ※様式：下郷町農業委員会の委員個人推薦届出書 下郷町農業委員会の農地利用最適化推進委員個人推薦届出書
一 般 募 集	本人による応募 ※様式：下郷町農業委員会の委員応募届出書 下郷町農業委員会の農地利用最適化推進委員応募届出書

※推薦又は応募される方は、農業委員会事務局にて用紙を受け取ってください。

8 募集内容の公表について

募集期間の中間（11月上旬）及び募集期間終了後に、推薦者（推薦する者）、候補者（推薦を受ける者）、応募者それぞれの書類の記載事項について、住所等を除いた情報を、町ホームページにより公表します。

9 選考方法

農 業 委 員	候補者評価委員会により書類を審査し、議会の同意を得て町長が任命する。
農地利用最適化推進委員	候補者評価委員会により書類を審査し、農業委員会総会の決定を得て農業委員会長が委嘱する。

10 お問い合わせ

下郷町農業委員会事務局

〒969-5345 下郷町大字塩生字大石1000番地

電話 69-1188（農林課・農業委員会共通）

【別表】

区域名	地区名（行政区名）	募集員数
檜原地区	倉 村・檜 原・刈 林・成 姫・板 萩・小 池・倉 水 三ツ井・新 開・戸 赤・中 山・弥五島	3人
旭田地区	塩 生・桧 原・桃曾根・落 合・音 金・十文字・鶴ヶ池 南倉沢・大松川・小松川・張 平・中 妻・水 門・沢 入	12人
江川地区	湯野上・小 野・大 沢・小 出・沼 尾・白 岩・雑 根 田 代・芦の原・枝 松・大 内	3人

※担当する地区は応募状況に応じて農業委員会で決定します